

制定	平成 18年	3月31日	山運公示	第 1 2 号
改正	平成 18年	9月29日	山運公示	第 9 号
改正	平成 26年	8月29日	山運公示	第 1 号
改正	平成 30年	3月30日	山運公示	第 1 1 号
改正	令和 元年	7月 8日	山運公示	第 1 号
改正	令和 4年	7月 7日	山運公示	第 4 号

公 示

自家用自動車有償貸渡許可取扱要領

自家用自動車有償貸渡（レンタカー）に係る取扱要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成 18 年 3 月 31 日

中国運輸局山口運輸支局長 杉谷 太久美

記

【目的】

第 1 条 この要領は、自家用自動車有償貸渡（以下「貸渡し」という。）の許可申請及び許可手続きに関する実施細目を定め、許可事務の適正かつ能率的な実施の確保を図ることを目的とする。

【適用範囲】

第 2 条 中国運輸局山口運輸支局（以下「山口運輸支局」という。）管内における道路運送法第 80 条第 1 項及び道路運送法施行規則（以下「施行規則」という。）第 52 条の許可に関する事務取扱は、法令に定めがあるもののほか、この要領によるものとする。

【定義】

第 3 条 この要領で用いる用語の意義は、次のとおりとする。

（1）許可 施行規則第 52 条の手続きによる許可をいう。

- (2) 車種　　自家用乗用車、自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。以下同じ。）、自家用貨物自動車、特種用途自動車、二輪車の別をいう。
- (3) 貸渡自動車　　貸渡しをしようとする自動車をいう。
- (4) 貸　渡　人　　第1号に規定する許可を受けようとする者及び許可を受けた者をいう。
- (5) レンタカー型カーシェアリング　　道路運送法第80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸渡すことをいう。
- (6) 乗り捨て（ワンウェイ）方式　　レンタカー型カーシェアリングを行う場合において、事業者の従業員を配置していない道路外の駐車場を貸渡自動車の貸渡又は返還が行われるか否かを問わず、貸渡自動車の配置事務所とすることができますをいう。

【新規許可申請】

第4条　主たる事務所が山口運輸支局管内にあり、新たに許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した自家用自動車有償貸渡許可申請書（以下「申請書」という。）を中国運輸局山口運輸支局長（以下「山口運輸支局長」という。）に提出するものとする。

- (1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の役職・氏名
- (2) 貸渡人の事務所の名称及び所在地
- (3) 貸渡しの実施計画
- ① 自動車運送事業類似行為の防止を図るための体制・計画
 - ア　事務所ごとに配置する責任者
 - イ　従業員への指導・研修の計画等
 - ② 自動車運送事業類似行為の防止を図るための貸渡しの実施方法
 - ③ その他貸渡しの適正化を図るための計画
 - ア　保険の加入状況・加入計画
 - イ　整備管理者（整備責任者）の配置計画 等

(4) 貸渡しを必要とする理由

2. 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

 - (1) 貸渡料金及び貸渡約款を記載した書類
 - (2) 会社登記簿謄本（個人にあっては住民票、新法人にあっては発起人名簿とする。）

- (3) 申請者（法人にあっては役員、新法人にあっては発起人とする。）の欠格事由に該当しない旨の宣誓書
- (4) 事務所別車種別配置車両数一覧表
- (5) レンタカー型カーシェアリングを行うに当たっては次に掲げる書類を添付するものとする。
 - ① 使用する自動車の車名及び型式
 - ② ①の自動車の保管場所（デポジット）の所在地、配置図
 - ③ ②の保管場所を管理する事務所の所在地
 - ④ I T等の活用により行う車両の貸渡し状況及び整備状況等車両の状況の把握方法
 - ⑤ 車両、エンジンキー等の管理・貸し出し方法
 - ⑥ 会員規約又は契約書
 - ⑦ レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）の実施に係る確約書（レンタカー型カーシェアリング（ワンウェイ方式）を実施する場合に限る。）

【他の運輸支局等において許可を受けている場合の届出】

第 5 条 他の運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所（以下「運輸支局等」という。）において許可を受けている者で、山口運輸支局管内で新たに貸渡しをしようとする場合は、前条第1項第2号、第3号①及び③を記載した届出書に、前条第2項第4号（届出をしようとする事務所に限る）及び主たる事務所に係る許可証の写しを添付して、山口運輸支局長に提出するものとする。

【許可条件】

第 6 条 許可は別紙の条件を付するものとする。

【許可の基準】

第 7 条 山口運輸支局長は、貸渡しの許可をしようとするときは、次の基準に適合するかどうかを審査して行うものとする。

- (1) 申請者及びその役員が、次に定める欠格事由に該当していないこと。
 - ① 許可を受けようとする者が1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者であるとき。
 - ② 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しを受け、取消しの日から2年を経過していない者であるとき。
 - ③ 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動

車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者(当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。

- (4) 許可を受けようとする者が、一般旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は自家用自動車の有償貸渡しの監査が行われた日から許可の取消しの処分に係る聴聞決定予定日までの間に、事業又は貸渡しの廃止の届出をした者(当該事業又は貸渡しの廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から2年を経過していない者であるとき。
 - (5) 許可を受けようとする者が営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合において、その法定代理人が前記①から④のいずれかに該当する者であるとき。
 - (6) 許可を受けようとする者が法人である場合において、その法人の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ)が前記①から⑤のいずれかに該当する者であるとき。
- (2) 申請者及びその役員が、申請日前2年前以降において、自動車運送事業経営類似行為により処分を受けている者ではないこと。
- (3) 貸渡自動車は、事故を起こした場合に備えて、十分な補償を行いうる次に定める自動車保険に加入することであること。
- ① 対人保険 1人当たり 8,000万円以上
 - ② 対物保険 1件当たり 200万円以上
 - ③ 搭乗者保険(搭乗者が補償対象となる人身傷害保険も含む。)
搭乗者1人当たり 500万円以上

【自家用マイクロバス】

第8条 山口運輸支局管内において自家用マイクロバスの貸渡しを行う者は、次の要件を満たす者に限ることとする。また、既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者がさらに自家用マイクロバスの貸渡しを行おうとする際には、原則として、その7日前までに、直近2年間の事業における自家用マイクロバスの貸渡簿の写し(貸渡簿が電磁的記録により備えられている場合は、当該電磁的記録、又は当該電磁的記録を書面に出力したもの)を、山口運輸支局長に提出することとする。

- (1) 現在、自家用マイクロバスの貸渡しを行っていない者にあっては、他車種でのレンタカー事業について、2年以上の経営実績を有し、かつ、届出前2年間においてレンタカー事業について貸渡自動車の使用禁止以上の

- 処分を受けていないこと。
- (2) 既に自家用マイクロバスの貸渡しを行っている者にあっては、届出前2年間においてレンタカー事業について貸渡自動車の使用禁止以上の処分を受けていないこと。
2. 山口運輸支局に対して、直近2年間に前項に基づいて自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの提出を行っている事業者が、前項に基づいてさらに自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの提出を行う場合にあっては、重複する期間に係る自家用マイクロバスの貸渡簿の写しの提出を省略することができる。

【レンタカー事業者証明書等】

- 第9条 山口運輸支局長は、事業者に対し、レンタカー事業者証明書（道路運送法第80条第1項の規定による自家用自動車の有償貸渡しの許可を受けた者であることを証する書面をいう。以下同じ。）及びワンウェイ方式実施事業者証明書（当該許可を受けた者のうち、レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式実施にかかる届出を行った者であることを証する書面をいう。以下、レンタカー事業者証明書と合わせて「レンタカー事業者証明書等」という。）を発行することができる。
2. レンタカー事業者証明書等の取扱いについては、別途中国運輸局で定める交付要綱による。

【監査】

- 第10条 山口運輸支局長は、貸渡人の貸渡しの管理状況等について、必要があると認められるときは、適宜監査を行うものとする。

【許可の取消等】

- 第11条 山口運輸支局長は、貸渡人が法令及びこの運用基準の規定並びに許可に付した条件に違反した場合は、許可の取消を含め厳正に処分を行うものとする。

付 則（平成18年3月31日）

1. この要領は、平成18年4月1日から施行する。
2. 平成16年5月31日付山運公示第1号は廃止する。
3. この取扱要領施行日前に申請され、未処理となった新規許可申請については、旧取扱要領により処理することとする。
4. 既に許可を受けている者で、山口運輸支局管内に主たる事務所が所在する者にあっては、山口運輸支局長から最初に受けた許可を本取扱要領による許可とみなす。

付 則（平成18年9月29日改正）

1. この要領は、平成18年10月1日から施行する。
2. この取扱要領施行日前に申請され、未処理となった新規許可申請については旧取扱要領により処理することとする。
3. 既に許可を受けている者で、山口運輸支局管内に主たる事務所が所在する者にあっては、山口運輸支局長から最初に受けた許可を本取扱要領による許可とみなす。

附 則（平成26年8月29日改正）

1. この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日改正）

1. この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則（令和元年7月8日改正）

1. この要領は、令和元年7月8日から施行する。

附 則（令和4年7月7日改正）

1. この要領は、令和4年8月1日から施行する。

許可に付する条件

【変更事項の届出】

1. 次に掲げる事項を変更したときは、遅滞なく山口運輸支局長に届け出なければならない。
 - (1) 貸渡人の氏名又は名称及び住所
 - (2) 法人の役員
 - (3) 貸渡料金及び貸渡約款
 - (4) 貸渡しの廃止

【事務所の名称又は所在地】

2. 配置事務所の名称若しくは所在地の変更（配置事務所の増設を含む。）をしようとする者は、あらかじめ、変更後の事務所の名称又は所在地を当該事務所の所在地を管轄する運輸支局等に山口運輸支局長の許可証の写しを添えて（山口運輸支局長へ届け出る場合を除く。）、届け出なければならない。

【レンタカー型カーシェアリング】

3. 次の事項を実施しようとする者は、あらかじめ、山口運輸支局長に届け出なければならない。
 - ①レンタカー型カーシェアリングを行おうとする場合（乗り捨て（ワンウェイ）方式により実施する場合を含む）。
 - ②レンタカー型カーシェアリングを実施している事業者で、新たに乗り捨て（ワンウェイ）方式に移行する場合。
 - ③レンタカー型カーシェアリングの乗り捨て（ワンウェイ）方式を中止し、乗り捨て（ワンウェイ）方式以外の貸渡自動車として使用する場合。

【運転者の労務供給の禁止】

4. 「レンタカー事業者が行う運転者に係る情報提供のあり方について」（平成16年3月16日付け国自旅第234号）により運転者に係る情報提供を行うほか、貸渡しに付随した運転者の労務供給（運転者の紹介及びあっせんを含む。）を行ってはならず、その旨を以下のいずれかの方法により借受人に対して明示しなければならない。

- ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
- ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載
- ③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

【名義貸しの禁止】

5. 自動車の貸渡しのため、自己の名義を他人に利用させてはならない。

【貸渡料金及び貸渡約款の掲示】

6. 貸渡料金及び貸渡約款は、以下のいずれかの方法により借受人に対して明示しなければならない。
 - ① 事務所において公衆の見やすいように掲示（ディスプレイ等の電子機器に表示させることを含む。）
 - ② ウェブサイト等において公衆の見やすいように掲載

③ 書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）の提示

【車両管理の実施】

7. 貸渡自動車はその配置事務所に存するか、それ以外の事務所に一時的に存するかに関わらず、当該配置事務所の従業員等により貸渡し状況及び整備状況等車両の状況を把握し（IT等の活用により車両の状況が当該配置事務所以外の本社等において把握されている場合にあっては、当該配置事務所の従業員等により当該本社等において把握されている車両の状況を把握することを含む。）、適確な管理を実施しなければならない。

ただし、レンタカー型カーシェアリングを行う場合であって、当該配置事務所以外の本社等においてIT等の活用により車両の貸渡し状況及び整備状況等車両の状況を適確に把握することが可能であると認められるときには、この限りでない。

【貸渡簿の記録】

8. 貸渡自動車を管理する事務所ごとに、別記1の事項を記載する貸渡簿を書面又は電磁的記録により備え、貸渡しの状況を適確に記録するとともに、貸渡しの終了日から2年間保存しなければならない。

【貸渡証の交付】

9. レンタカー型カーシェアリングの場合を除き、借受人には、別記2の事項を記載した貸渡証を書面（電子メール等の電磁的方法を含む。）により交付し、貸渡自動車の運転者にこれを携行（電磁的記録による携行を含む。）するように指示しなければならない。

【貸渡実績報告書】

10. 前年の4月1日から3月31日までの期間に係る「貸渡実績報告書（様式1）」及び3月31日における「事務所別車種別配置車両数一覧表（様式2）」を毎年5月31日までに山口運輸支局長あて提出しなければならない。

【自家用バス及び靈柩車】

11. 自家用バス（乗車定員30人以上又は車両長が7mを超える車両に限る。）及び靈柩車の貸渡しを行ってはならない。

【自家用マイクロバス】

12. 自家用マイクロバス（乗車定員11人以上29人以下であり、かつ、車両長が7m以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は、自家用自動車有償貸渡許可取扱要領第8条の要件を満たさなければならない。

【貸渡しの停止又は許可の取消】

13. 貸渡人が道路運送法、貨物自動車運送事業法及び道路運送車両法並びに本条件に違反したときは、貸渡自動車の貸渡しを停止させ、又は許可を取り消すことがある。

【別記1】

貸渡簿（貸渡原票を綴ったものによって、貸渡簿に代えることができる。）の記載事項については、次のとおりとする。

- ア. 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ. 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ. 貸渡日時及び時間
- オ. 貸渡事務所、返還事務所
- カ. 運行区間又は行先及び利用人数並びに使用目的
（自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合に限る。）
- キ. 走行キロ数
- ク. 貸渡料金
- ケ. 事故に関する事項

【別記2】

貸渡証の記載事項については、次のとおりとする。

- ア. 借受人の氏名又は名称及び住所
- イ. 運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証の番号
- ウ. 貸渡自動車の登録番号又は車両番号
- エ. 貸渡日時及び時間
- オ. 貸渡事務所、返還事務所
- カ. 貸渡人の氏名又は名称及び住所
- キ. 次の遵守事項
 - ① 「運行中必ず携帯し、警察官又は地方運輸局若しくは運輸支局の職員の請求があったときは、呈示しなければならない」旨の記載
 - ② 「自動車の借受けに付随して、貸渡人から運転者の労務供給（運転者の紹介及び斡旋を含む。）を受けることはできない」旨の記載
 - ③ 貸渡自動車に係る事故及び故障等が発生した場合の処置（処置方法、連絡先等）に関する記載
 - ④ 「貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検を借受人が実施することとなる」旨の記載